

主任狀

机

一提者義地所為又經出於手任在那多
將部現行下定社者
為無事と仰い事。代理為事
一承者取事用。某年元月、七八日多是事。因
足利朝臣吉良氏事。當日御内侍大主守家宣
里室四事。主事官足利朝臣吉良氏事。當日御内侍大主守家宣
足利朝臣吉良氏事。主事官足利朝臣吉良氏事。
御内侍大主守家宣事。高他津向
代往へ事。此狀事。件

右代理、主任狀依り件
内侍大主守家宣事。高他津向
津田正義

内侍大主守家宣

0004

安樂川村文書 II

文書号

076

7 9 18 9 19 2 8 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 2 19 20 21 22 23 24 25 26

乙巳年正月廿四日
安樂川村文書
卷之二
目次
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、